

鹿屋市

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

概要版



平成30年3月



鹿屋市

計画概要及び基本理念

計画策定の趣旨

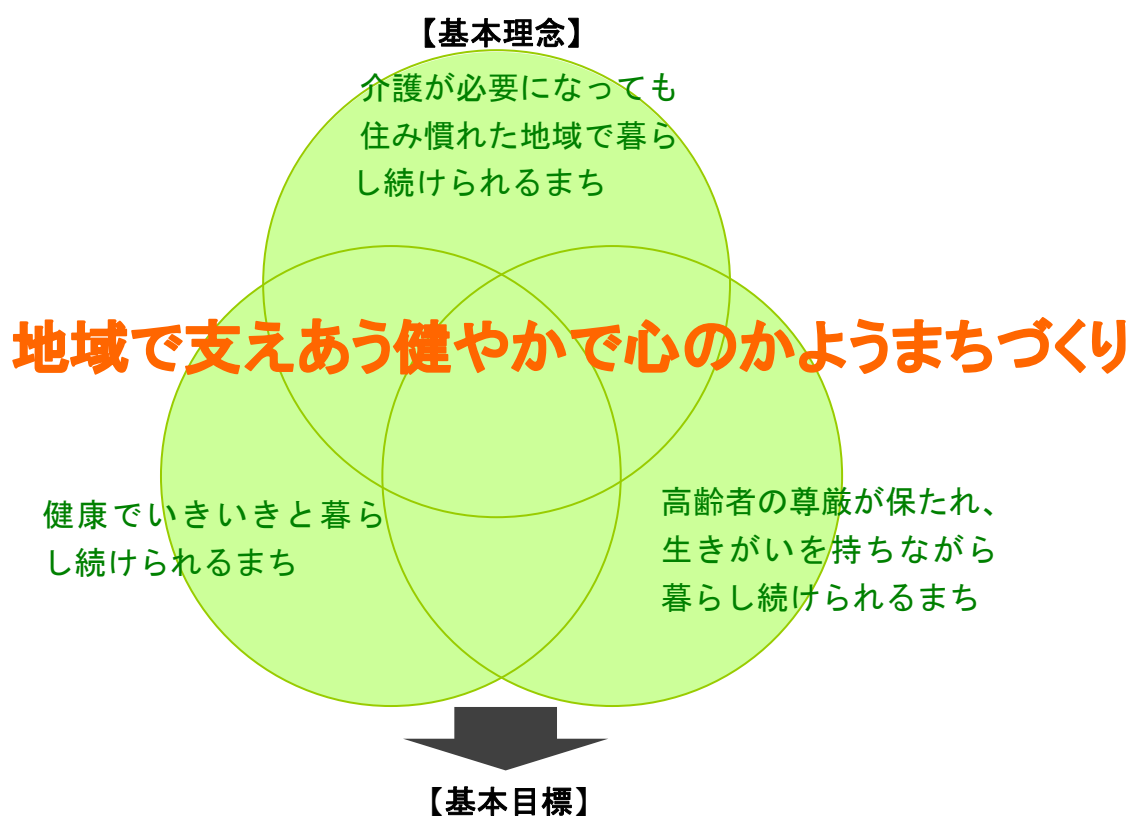
平成 29 年の介護保険法改正においては、「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進に向けた地域包括ケアシステムの構築と深化をテーマとし、医療計画との整合を図りつつ新たに自立支援等施策が追加されるとともに、認知症施策の総合的推進、介護人材確保、介護を行う家族への支援等に取り組むことが求められています。

今回の改正を受け、第 3 期計画以降の基本理念を踏襲し、本市の高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築と深化、保険者機能の強化を念頭に「高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定しました。

計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間です。

基本理念と基本目標



基本目標 1

生涯現役社会の実現と健やかまちづくり

基本目標 2

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり

基本目標 3

安心して暮らせるための医療と介護が連携・充実したまちづくり

基本目標 4

地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり

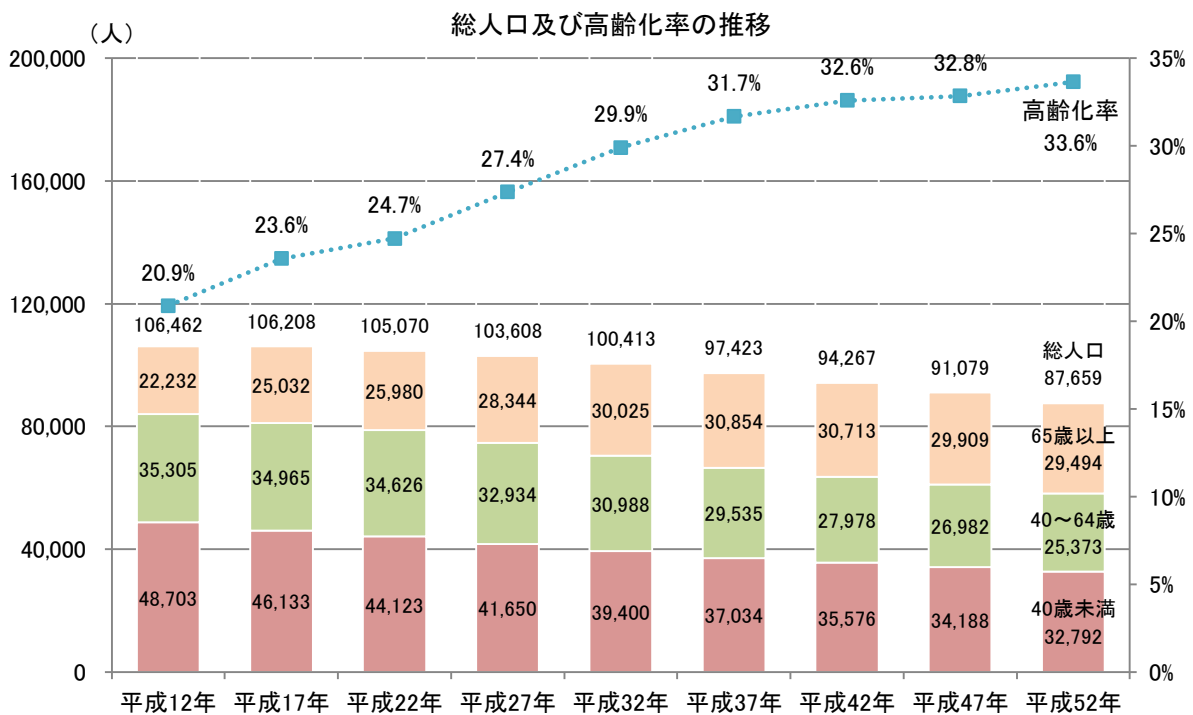
人口及び被保険者数の推計

●人口の推計

本市の総人口は平成17年から減少に転じ、平成27年は103,608人となっています。高齢化率は27.4%で、平成12年から6.5ポイント増加する一方で、40歳未満と40歳から64歳までの人口は、ともに減少しています。

また、本市の人口ピラミッドは高齢者の多いつぼ型で、最も人口が多い年齢層は男女とも60歳から64歳であり、この層が2025年以降に後期高齢者となります。80歳以上の女性の増加が顕著で、主な介護要因である骨折や認知症による医療や介護、独居世帯における地域の見守り等への影響を考慮する必要があります。

推計では、今後も人口は減少し、高齢者数は平成37年に減少に転じますが、高齢化率はその後も上昇し続けます。少子高齢化の進展は県内他市町村より比較的緩やかなものの、高齢者を支える現役世代の負担は今後も増加が見込まれ、社会保障費の負担増加や介護・医療の人材確保等が課題となっています。

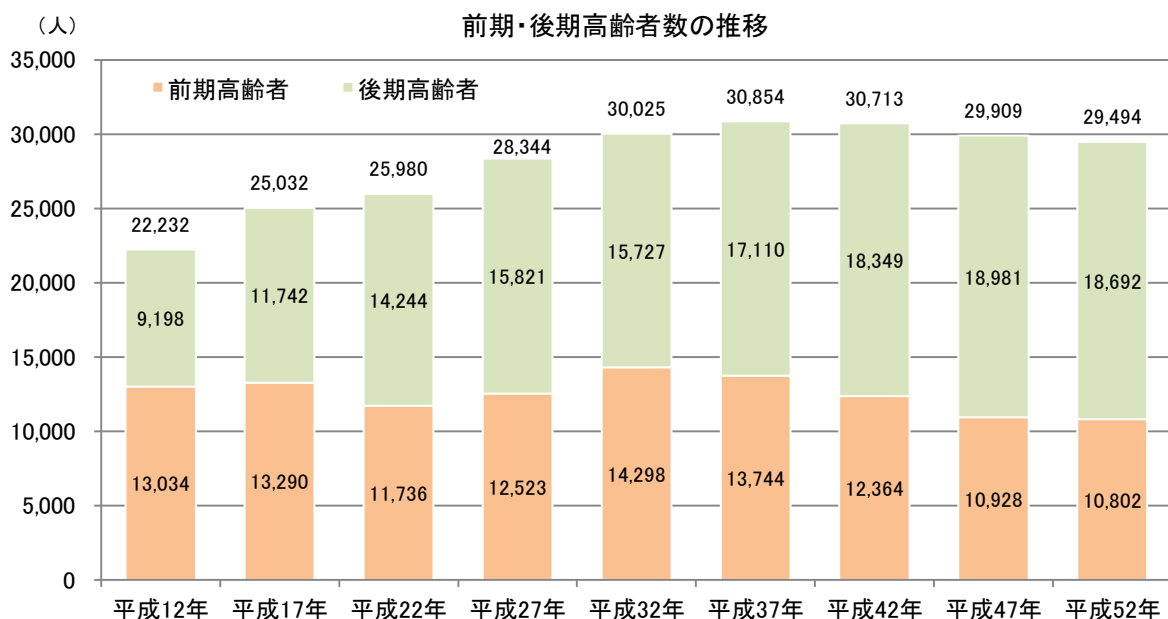


(出典) 平成12年～平成27年:国勢調査、平成32年～平成52年:地域経済分析システム

●前期・後期高齢者数の推計

平成27年の高齢者人口は28,344人で、前期高齢者、後期高齢者ともに増加しており、総人口に占める前期高齢者の割合は12.1%、後期高齢者は15.3%です。

今後の推計では、前期高齢者数が伸び、高齢者数は平成37年にピークを迎えます。以後、前期高齢者数が減少し、後期高齢者数が増加に転じる見込みです。

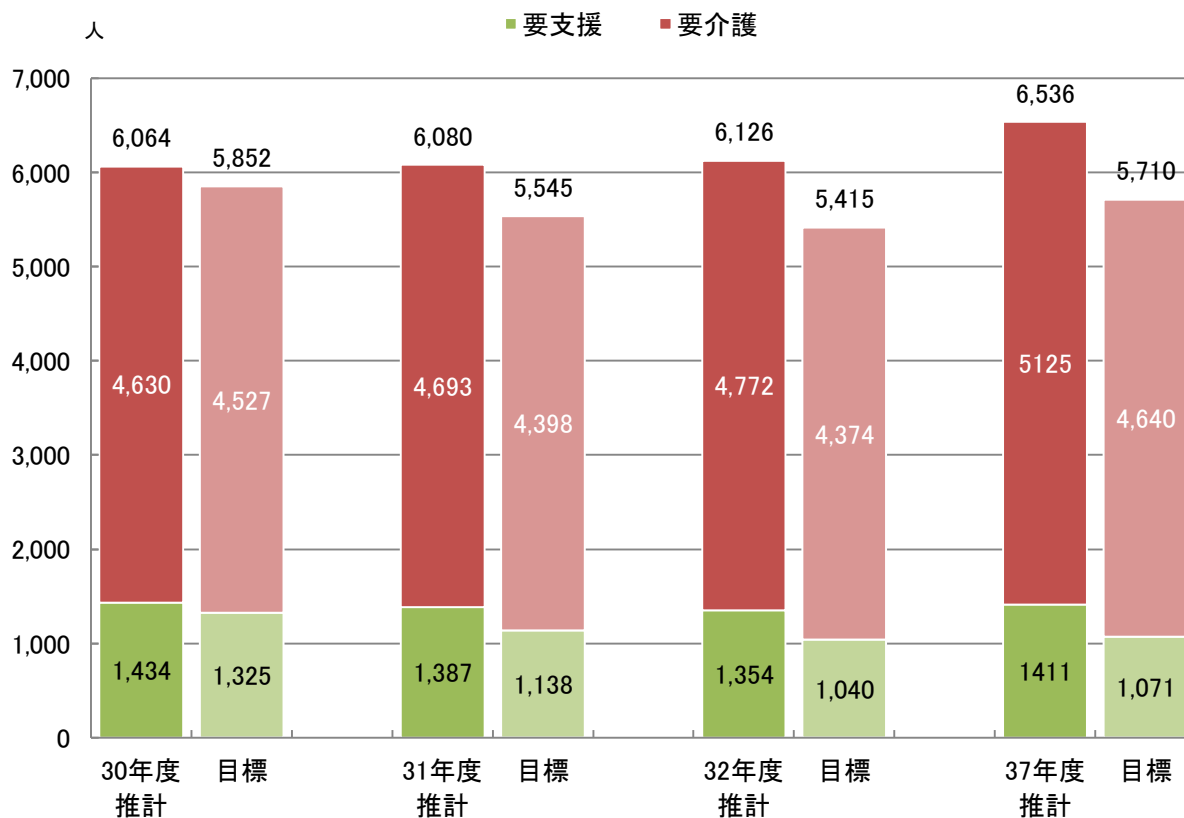


(出典) 平成12年～平成27年:国勢調査、平成32年～平成52年:地域経済分析システム

●要介護認定者等の推計

要介護（要支援）認定者数の推計は、平成29年度までの実績を踏まえた自然体推計により次のとおり設定します。また、自立支援のための介護予防支援と包括的支援事業による適切なサービスへの引継ぎにより、下図の認定者数目標の達成に努めます。

要介護者数及び要支援者数の人口動態による推計と自立支援・介護予防の取組による推計



高齢者保健福祉施策の概要

重点施策1 介護予防・重度化防止の推進

高齢者の状況に応じた健康づくり機会を提供し、地域における自立的なサロン活動を支援することにより、健康寿命の延伸を目指します。

また、介護事業所における重度化防止の取組を促すことにより、介護認定率と平均要介護度を抑制し、健康と感じる高齢者の増加を目指します。

重点施策2 日常生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるよう、地域で高齢者を支える環境づくりに努めます。

その中心的役割を担う生活支援コーディネーターの取組を充実するため、活動環境を整備するとともに、高齢者自身の地域貢献活動を促し、地域のつながりを感じる高齢者の増加を目指します。

生涯現役社会の実現と健やかまちづくり

【基本的方針】

- ▶ 住み慣れた地域で、高齢者本人の希望やスキルを活かしながら、生きがいを持って生活することができる「生涯現役社会」を目指します。
- ▶ ボランティア活動やシルバー人材センターなど、高齢者の地域参加、社会貢献活動、就業の機会が充実し、元気な高齢者が活躍できるまちづくりを目指します。
- ▶ 健康づくりや介護予防、重度化防止のため、高齢者が気軽に参加できる通いの場があり、自立支援ケアマネジメントが受けられるなど、健康寿命延伸の取組が充実した健やかなまちづくりを目指します。

1 生きがいづくりの推進

- ①生涯学習の充実
- ②高齢者大学・生涯学習推進
- ③ふれあい・いきいきサロンへの支援
- ④高齢者クラブ活動への支援
- ⑤はり・きゅう及び温泉保養助成事業
- ⑥合同金婚式ボランティア育成・活動推進
- ⑦高齢者祝金



2 高齢者による地域・社会貢献活動の推進

- ①「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進
- ②我が事・丸ごと地域づくり推進事業
- ③ボランティア育成・活動推進
- ④シルバー人材センターの加入・就労の促進

3 健康づくり・介護予防の推進

- ①健康づくり推進体制の整備
- ②がん検診・健康診査事業
- ③予防対策の推進
- ④生活習慣改善事業
- ⑤介護予防把握事業
- ⑥介護予防普及啓発事業
- ⑦教室型介護予防事業
- ⑧高齢者運動サロン育成事業
- ⑨地域リハビリテーション支援事業
- ⑩一般介護予防事業評価事業
- ⑪要支援者に対する重度化防止
- ⑫介護サービス事業者における自立支援・重度化防止の取組の支援教室型介護予防事業

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり

【基本的方針】

- 介護人材の確保や育成の取組により、必要な介護サービスが提供され、生活支援コーディネーターを中心にインフォーマルな支援が受けられるまちづくりを目指します。
- 認知症に関する市民の理解や関心が高く、身近なかかりつけ医のほか、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター等による早期発見・早期対応の専門的支援が充実し、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。
- 個人が尊重され、その人が望む自己実現を支援するための権利擁護・虐待防止の取組が充実し、成年後見制度が利用しやすいまちづくりを目指します。
- 障がいのある高齢者が安心して生活できるとともに、介護を担う家族に優しいまちづくりを目指します。

1 介護体制・地域支援体制の充実

- ①介護体制・地域支援体制の充実
- ②介護人材の確保育成
- ③生活支援コーディネーターによるコーディネート機能の充実
- ④在宅福祉アドバイザーによる地域での見守り推進
- ⑤ボランティア等の支援担い手育成

2 認知症施策の推進

- ①認知症に対する知識の普及啓発の推進
- ②地域支援体制の構築
- ③認知症ケアの向上

3 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

- ①虐待の予防、早期発見等の適切な支援
- ②高齢者在宅生活支援措置等事業
- ③介護施設等従事者の指導啓発

4 成年後見制度の利用促進

- ①成年後見制度利用支援事業
- ②成年後見制度の理解促進
- ③協議会・審議会の設置
- ④チームによる支援組織の体制整備
- ⑤福祉サービス利用支援事業
- ⑥成年後見人等の確保・育成

5 障がい者福祉との連携

- ①担当者研修会の開催
- ②関係者の連携による支援

6 介護を行う家族への支援

- ①家族介護者支援の仕組みづくり
- ②在宅高齢者等介護慰労金支給事業

安心して暮らせるための医療と介護が連携・充実したまちづくり

【基本的方針】

- 医療や介護等の専門職の連携による支援が充実し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。
- 総合相談支援や介護予防において、ワンストップで適切な支援を行う地域包括支援センターがある安心のまちづくりを目指します。

1 在宅医療と介護の連携

- ①在宅医療と介護連携のための環境づくり
- ②関係者との連携強化
- ③退院支援ルール運用
- ④市民への広報啓発



2 地域包括支援センター等の機能強化

- ①適切な人員体制の確保
- ②地域ケア会議の活用
- ③地域ケア個別会議による自立支援の促進
- ④ケアマネジメント支援の充実
- ⑤鹿屋市地域包括ケアシステム構築方針（仮称）の策定
- ⑥地域包括支援センター運営協議会の開催

地域の実情に応じた多様なサービスの充実したまちづくり

【基本的方針】

- 地域の実情に応じた生活支援サービスがあり、住み慣れた地域で自分の希望に合った生活ができるまちづくりを目指します。
- 高齢者の実情に応じた住まいや居住支援を受けられるまちづくりを目指します。
- たとえ一人暮らしになっても、災害や緊急時における支援が充実し、交通事故の少ない安心のまちづくりを目指します。

1 地域の実情に応じた生活支援サービスの強化・充実

- ①高齢者等訪問給食サービス事業
- ②紙おむつ支給事業
- ③高齢者等生きがい対応型デイサービス事業
- ④生活支援ショートステイ事業
- ⑤緊急通報体制等整備事業
- ⑥敬老バス乗車貸助成事業
- ⑦交通手段の確保



2 多様な住まいの確保

- ①高齢者の住まい施策
- ②高齢者住宅等安心確保事業

3 安全・安心に暮らすための高齢者にやさしいまちづくり

- ①避難行動要支援者への支援
- ②緊急時の通報と安否確認の充実
- ③消費者被害防止のための啓発
- ④交通安全対策



2025年を見据えた鹿屋市の対応

地域包括ケアシステムの構築と深化

介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけられ、2025年度（平成37年度）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

高齢者の尊厳を支える地域社会を実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者の一層の増加が予測される2025年度（平成37年度）までに、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。

また、保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むとともに、地域住民と協働し、障がい者や引きこもりなど様々な支援を要する人に対する包括的な支援体制づくりなど地域共生社会の実現等に向けた取組を推進し、地域包括ケアシステムの深化を図る必要があります。

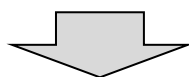
このため、2025年度までの各計画期間を通じて、引き続き鹿屋市医師会、鹿屋市社会福祉協議会等の関係機関との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの段階的な構築に努めます。

目標設定

重点施策の取組にあたって次の目標を定め、その達成に向けて各事業に取り組むことにより介護給付費等の抑制を図り、介護保険基金の造成を目指します。

取組にあたっては、認定者数、受給者数、サービスの種類ごとの給付実績を定期的にモニタリングして運営協議会等で公表するとともに、未達成の場合は具体的な改善策を講じるなど、PDCAサイクルによる取組を推進します。

重点施策	目標項目	内容	H28 実績	H32 目標
介護予防・重度化防止	健康づくり教室の参加者	市が提供する多種多様な健康づくり教室に参加する高齢者数	639 人	720 人
	ふれあい・いきいきサロン(うち運動サロン)参加者	住民主体の集いの場に参加する高齢者数(うち1回1時間の運動を週1回以上実施する集いの場の参加者数)	2,152 人 (100 人)	3,600 人 (3,000 人)
	介護予防の周知率	介護予防の言葉を聞いたことがない高齢者の割合(一般高齢者調査)	40.1%	35%以下 (H28 県平均)
日常生活支援の充実	ボランティア活動者	高齢者元気度アップ・ポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に登録し、ボランティア活動を行う高齢者数	1,528 人	1,850 人
	第二層協議体の設置圏域	住民主体で日常生活圏域の課題や資源について協議する場の開催数	0 圏域	7 圏域
	福祉コミュニティの形成状況	地域につながりがあると感じる高齢者の割合(一般高齢者調査)	66.2%	72%以上 (H28 県平均)
在宅医療と介護の連携	認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座の参加者	1,006 人	1,000 人
	認知症初期集中支援チーム支援者数	初期の認知症高齢者に対する支援者	13 人	30 人
	認知症の相談窓口の周知率	認知症の相談窓口を知らない高齢者の割合(一般高齢者調査)	30.0%	25%以下 (H28 県平均)
介護給付適正化	実地指導件数	事業所のサービス提供体制や介護報酬請求の点検指導を行う回数	12 回	72 回
	ケアプラン点検数	高齢者の自立支援、給付適正化に資するケアプランの点検件数	0 件	500 件
	介護者の介護サービス満足率	介護サービスに満足する介護者の割合(在宅要介護者調査)	50.8%	59%以上 (H28 県平均)



介護認定率の抑制と要介護認定者の介護サービス利用率の向上

第1号被保険者一人当たり給付費の適正化

8期保険料の引下げ原資となる基金の造成

介護保険事業計画の概要

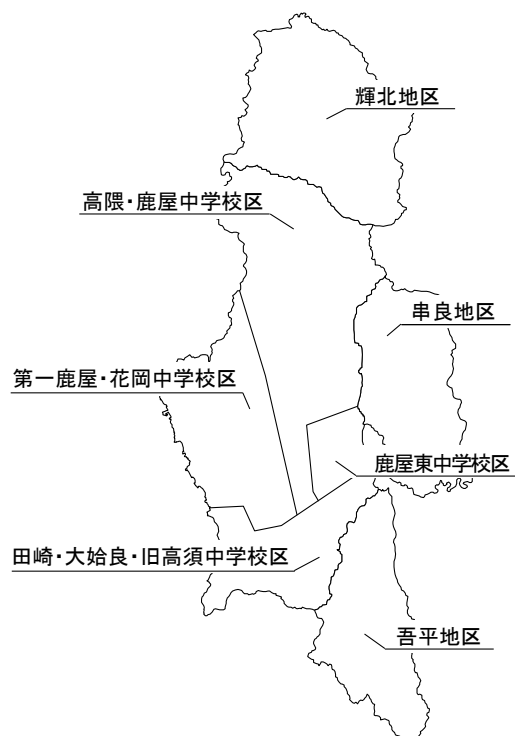
1 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために設けています。

本市では、中学校校区単位を組み合わせた高限・鹿屋中学校区、鹿屋東中学校区、第一鹿屋・花岡中学校区、田崎・大始良・旧高須中学校区、吾平地区、輝北地区、串良地区の7圏域（吾平地区、輝北地区、串良地区については、それぞれ1圏域）を設定します。

この7圏域については高齢者人口、要介護認定者数を平準化したものであり、同時に施設系・居住系サービスも一定程度整備された形となります。

これらの日常生活圏域ごとに、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスの充実を図ります。



日常生活圏域	日常生活圏域の町内会状況
高限・鹿屋中学校区	○上高限町 下高限町 ○古前城町 本町 朝日町 向江町 共栄町 新栄町 北田町 大手町 西大手町 曾田町 白崎町 王子町 打馬1丁目 打馬2丁目 東原町 上祓川町 祓川町 下祓川町 西祓川町
鹿屋東中学校区	○新川町 寿1丁目 寿2丁目 寿3丁目 寿4丁目 寿5丁目 寿6丁目 寿7丁目 寿8丁目 札元1丁目 札元2丁目 旭原町 笠之原町
第一鹿屋・花岡中学校区	○上谷町 新生町 大浦町 西原1丁目 西原2丁目 西原3丁目 西原4丁目 郷之原町 今坂町 上野町 野里町 ○花岡町 根木原町 花里町 有武町 小薄町 高牧町 海道町 古里町 白水町 小野原町 天神町 船間町 古江町
田崎・大始良・旧高須中学校区	○田崎町 川西町 川東町 永野田町 名貫町 ○飯隈町 萩塚町 星塚町 池園町 南町 大始良町 獅子目町 田淵町 横山町 下堀町 ○高須町 浜田町 永小原町
輝北地区	○百引 平南 市成 高尾
串良地区	○細山田西 昭栄 大星甫 富ヶ尾中央 中郷 串良中央 柳谷 下方限
吾平地区	○神野 鶴峰東 鶴峰中 鶴峰西 中央東 中央町 中央麓 中央西 下名東 下名西

2 施設整備計画

本市においては、第1期～第3期介護保険事業計画期間にグループホーム・小規模多機能型居宅介護など居住系施設が整備され、第4期介護保険事業計画期間に通所介護、短期入所生活介護を中心とした居宅サービスの整備、第5期介護保険事業計画期間に介護保険福祉施設等、第6期介護保険事業計画期間に認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等の整備が進められたことにより、介護サービス提供体制が整えられてきました。

なお、第7期介護保険事業計画期間内における施設整備計画（地域密着型サービスを含む。）は以下のとおりです。

	事業所数	整備量	内容
介護医療院	2か所	53人	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備え、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する入所施設です。
小規模多機能型居宅介護	1か所	53人	通いによるサービスを中心に、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所	-	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

※小規模多機能型居宅介護については、第一鹿屋・花岡中学校区以外の整備量は既存施設の定員増によるもの

3 サービス給付費の推計

第7期計画期間(平成30年度から平成32年度まで)における各サービス量の見込みから推計すると、介護給付費が約276億6千万円、予防給付費が約7億1千万円となり、全体では約285億円と見込みます。

●総給付費

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護給付費	9,021,079	9,318,353	9,525,300	27,864,732
居宅サービス	2,801,760	2,878,343	2,917,517	8,597,620
地域密着型サービス	3,185,539	3,352,946	3,374,136	9,912,621
居宅介護支援	458,525	468,955	474,534	1,402,014
住宅改修	20,469	21,160	23,382	65,011
施設サービス	2,554,786	2,596,949	2,735,731	2,554,786
予防給付費	239,886	236,726	242,309	718,921
介護予防サービス	163,311	159,402	165,481	488,194
地域密着型介護予防サービス	14,066	15,564	15,564	45,194
介護予防支援	48,991	47,316	46,096	142,403
住宅改修	13,518	14,444	15,168	43,130
給付費計	9,260,965	9,555,079	9,767,609	28,583,653

4 第1号被保険者保険料の見込み

事業費の推計

第7期計画期間における総給付費に特定入所者介護サービス費等を加えた標準給付費については約310億、地域支援事業費については約1億6千万円と見込みます。

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額	9,948,162	10,360,795	10,697,974	31,006,931
地域支援事業費	529,995	535,709	541,870	1,607,574

第1号被保険者の所得段階別保険料

保険料の所得段階別設定については、9段階で設定しています。第7期計画期間における所得段階別の保険料（月額）を算定すると次のとおりです。

所得段階区分別の第1号被保険者数の見込

段階	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
第1段階	8,032	27.4%	8,151	27.5%	8,239	27.5%
第2段階	4,432	15.1%	4,472	15.1%	4,531	15.1%
第3段階	2,905	9.9%	2,942	9.9%	2,981	9.9%
第4段階	2,805	9.6%	2,823	9.5%	2,845	9.5%
第5段階	2,455	8.4%	2,479	8.4%	2,515	8.4%
第6段階	3,621	12.4%	3,684	12.4%	3,723	12.4%
第7段階	2,812	9.6%	2,843	9.6%	2,891	9.6%
第8段階	1,124	3.8%	1,137	3.8%	1,150	3.8%
第9段階	1,124	3.8%	1,137	3.8%	1,150	3.8%
計	29,310	100.0%	29,668	100.0%	30,025	100.0%

第7期における第1号被保険者の保険料<所得段階別>

段階	対象者	標準乗率	保険料率	年額基準額
第1段階	・生活保護被保護者等	0.5	0.45	34,722円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.75		57,870円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下	0.75		57,870円
第4段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円超	0.9		69,444円
第5段階	・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	1.0 (基準額)		77,160円
第6段階	・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超	1.2		92,592円
第7段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満	1.3		100,308円
第8段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上200万円未満	1.5		115,740円
第9段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額200万円以上300万円未満	1.7		131,172円



鹿 屋 市

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

概 要 版

平成30年3月

編集・発行 鹿屋市

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

TEL 0994-43-2111
